

国民健康保険・後期高齢者医療 新しい保険証は 届きましたか？

国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日となっております。8月1日からご使用いただく新しい保険証は、7月中旬ごろにお送りしています。

現在お持ちの古い保険証は、内容が読み取れないよう切断して破棄してください。

◆記載内容を確認してください

新しい保険証が届いたら、記載内容などに間違いがないか確認してください。有効期限は平成26年7月31日までですが、年齢や保険証の種類によって一部異なります。

◆保険料(税)を滞納している場合

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の滞納がある場合は、通常の保険証ではなく、滞納状況に応じて、有効期限の短い短期被保険者証や、医療費の全額を負担することになる被保険者資格証明書を交付します。

短期保険証などの発行は、納税相談の後に行いますので、本庁税務課滞納対策室へお越しください。

国民健康保険70歳〜74歳の方へ 新しい高齢受給者証を お届けします

国民健康保険高齢受給者証の有効期限は、7月31日となっております。新しい高齢受給者証は、7月中旬ごろに保険証と一緒に送りしています。

医療費の自己負担割合は、次のとおりですのでご確認ください。

| 現役並み 所得者※ | 一般 |
|--------------|------------------------|
| 3割 | 2割 (平成26年3月31日まで1割) |

※平成25年度の住民税課税所得が145万円以上の高齢受給者がいる世帯の方

ただし、世帯の高齢受給者の収入合計が、2人以上の場合で520万円未満、1人の場合で383万円未満であれば申請により2割(平成26年3月31日までは1割)負担になります。

国民健康保険・後期高齢者医療 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新手続きを

入院などで医療費が高額になる場合には、医療機関に認定証を提示することで窓口での支払いが自己負担限度額までになったり、入院時の食事代が減額されたりします。

現在発行している「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、7月31日となっております。8月以降も引き続き高額な診療

等を受ける方は、交付申請の手続きが必要です。

◆申請に必要なもの
保険証、印鑑、領収書(住民税非課税世帯で、90日を超える入院の場合)

※70歳以上で住民税課税世帯の方は、手続きは必要ありません。
※国民健康保険税の滞納がある世帯は、交付できない場合があります。

国民健康保険

「ジェネリック医薬品希望シール」を活用しましょう

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間終了後に、有効成分や安全性などが新薬と同等と認められた薬のことで、開発コストが少ない分、新薬よりも安く購入できます。

大山町国民健康保険では、皆さんの窓口負担を節約できる

ジェネリック医薬品の利用を促進するため、ジェネリック医薬品への切り替えの意思を手軽に伝えることができるシールを作成しました。新しい保険証と一緒に同封していますので、保険証やお薬手帳に貼ってご利用ください。

◆問い合わせ先

本庁住民生活課 0859-54-5210
中山支所総合窓口課 0858-58-6112
大山支所総合窓口課 0859-53-3311